

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コンプライアンスの遵守を基本としながら、リスク管理の強化を推し進めるとともに、経営の効率性・透明性の向上に取り組み、ステークホルダーの皆さまとの共存のもとで企業価値の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針、目的としております。

取締役会など意思決定機関においては、経営課題に対する十分な討議および検証を行うことを基本としております。また、経営監視機能として社外監査役に加え、社外取締役を導入しており、加えて経営監査室による内部監査システムを構築し、健全な経営チェックを行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオンリテール(株)	23,261,800	42.94
イオン(株)	9,103,750	16.81
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,072,200	1.98
イオンディライト取引先持株会	873,900	1.61
ピーエヌビー パリパ セック サービス ルクセンブルグ ジャスデック アパディーン グローバル クライアント アセット	764,200	1.41
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	685,400	1.27
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	648,806	1.20
イオンディライト従業員持株会	601,690	1.11
三菱UFJモルガンスタンレー証券(株)	547,400	1.01
エイチエスビーシー ファンド サービスィズ クライアンツ アカウント 006	501,800	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267

補足説明 更新

上記「大株主の状況」は、2015年2月28日現在の状況を記載しております。上記株式数の他に、当社は自己株式を1,645,216株(所有株式数の割合3.04%)を所有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 2 月

業種 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、イオン株式会社(純粋持株会社)及び、同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成する企業グループに属しております。イオン株式会社が、グループ戦略の立案、グループ経営資源の最適配分、経営理念・基本原則の浸透と統制、共通サービスの提供等を担い、グループシナジーの最大化を図る一方で、当社を含めたグループ各社は、専門性を高め、地域に密着した経営を行うことで、より一層のお客さま満足の上を目指しております。

当社は、「私たちは、お客さま、地域社会の『環境価値』を創造し続けます。」という経営理念のもと、施設及びその周辺環境の管理・運営にかかわる業務を一括してお引き受けする「総合FMS(ファシリティマネジメントサービス)事業」を営んでおります。日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な問題については、イオン株式会社との協議、もしくはイオン株式会社への報告を行っております。イオン株式会社ならびにグループ企業とは、相互に自主・独立性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めております。

以上のとおり、当社はイオングループ各社との連携及びシナジーの最大化を図ることにより少数株主の利益につながるものと認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の親会社はイオン株式会社であり、イオン株式会社が当社株式を9,103千株(議決権比率17.35%)、イオンの子会社であるイオンリテール株式会社が当社株式を23,261千株(議決権比率44.35%)保有しております。

当社取締役会は社外取締役2名を含む12名の取締役で構成されており、独自の経営判断を行うことができる状況にあります。

さらに、社外監査役2名を選任、うち1名及び社外取締役2名を独立役員に選任しており、経営判断のより一層の独立性を確保し、事業運営面における経営判断や資金調達等については、当社独自の判断で行っております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 20 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 12 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 更新 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 博之	他の会社の出身者											
藤田 正明	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 博之	○	——	豊富な経営者経験および幅広い見識等を有しておられ、経営者としてのバランス感覚を活かして、コーポレート・ガバナンス等の向上についてご指導をいただくため、社外取締役として選任しております。 なお佐藤氏は、当社と特別な利害関係はなく、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていると判断し、独立役員として選任しております。
藤田 正明	○	——	品質管理・生産管理に関する豊富な経験を踏まえ当社の技術経営(MOT)に的確な助言を行っていただきます。また異業種横断・グローバルなビジネス展開・マネジメントに関する経営的知見と人間味のある人材育成などで、経営やコーポレート・ガバナンス等の向上についてご指導をいただくため、社外取締役として選任しております。

		なお藤田氏は、当社と特別な利害関係はなく、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていると判断し、独立役員として選任しております。
--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

5 名

監査役の人数

4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的にかつ必要に応じて会合を持ち、情報交換を行っております。会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会社法監査および金融商品取引法監査を受けております。

内部監査部門としては、経営監査室を設け業務全般にわたる内部統制の有効性および効率性を高めるため、計画的に評価および監査を行い、業務の円滑な運営と統制に努めております。監査役は、経営監査室と定期的および日常、適宜必要に応じて相互の情報交換・意見交換を行う等の連携を図っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

更新 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1 名

会社との関係(1)

更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡部 和仲	他の会社の出身者			△		△		△		△				
高橋 司	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡部 和仲		社外監査役渡部和仲氏は、2013年3月までその他の関係会社であるイオンリテール株式会社に、2013年5月まで当社の親会社イオン株式会社のグループ人事最高責任者付として勤務しておりました。	グループ経営の視点から、当社の経営に対して的確な助言・監督をいただけると判断し、社外監査役として選任致しました。
			豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映し、監査機能を強化するため社外取締役として

高橋 司	○	——	選任しております。 なお高橋氏は、当社と特別な利害関係はなく、独立した立場からの監査という役割および機能は十分に確保されていると判断し、独立役員として選任しております。
------	---	----	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 3 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、2007年5月24日開催の第34回定時株主総会において退職慰労金制度の廃止とともに、株式報酬型ストックオプション導入を決議しております。

取締役の報酬制度と当社の株価や業績との連動性を高め、株価を通じたメリットやリスクを株主の皆さまと共有し、業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的としております。直近では2015年5月12日を割当日とし、当社の社内取締役8名に対して第8回新株予約権を割り当てております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員個別報酬の開示はしていません。

2015年2月期における当社の取締役および監査役に対する役員報酬の総額は以下の通りです。

取締役(支給人数9名)180百万円(無報酬の員数2名は含んでおりません。)

監査役(支給人数3名)20百万円(無報酬の員数2名は含んでおりません。)

計(支給人数12名)200百万円

(注)1. 取締役の報酬限度額は、2007年5月24日開催の定時株主総会において年額590百万円以内と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、1990年5月18日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

3. 上記監査役に対する報酬等の額は、社外監査役3名に対する報酬等の総額であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の一定の基準にて算出された報酬額を基に、当社取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役と社外監査役を含む全役員に対して、取締役会事務局が関係各部署との連携のもと必要に応じたサポートを行う体制を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

【取締役会】

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるよう、取締役会規則を含めて、取締役会の決議事項及び付議基準並びに報告事項を整備し、取締役相互の牽制機能を発揮しつつ、審議事項について法令・定款適合性を含め、総合的な決定を行っております。

【内部監査】

内部監査は、経営監査室が子会社を含めた内部監査を定期的実施し、その結果を代表取締役、取締役会(経営方針・経営計画・重要な業務

執行に関する決定機関)等に報告するとともに、適正な業務運営を指導しております。

【監査役・監査役会】

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役会並びに取締役の意思決定、職務執行に関する十分な監視機能を果たしております。なお独立役員としては社外監査役である高橋司氏を選任しております。

【会計監査人】

当社は、会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任し、会計監査を受けております。なお、当社と有限責任監査法人トーマツ及び監査業務に従事する公認会計士との間には、特別な利害関係はございません。

当期における会計監査の体制は次のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

業務担当社員: 中山 紀昭、三浦宏和

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名、会計士補及び公認会計士試験合格者等8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役を含む取締役会と社外監査役で構成する監査役会が緊密に連携することによって、迅速な意思決定を行うことができるとともに、経営の客観性と透明性の確保を図ることができると考えております。

社外取締役及び社外監査役は、専門的な知識や幅広い視点からの意見を期待するものであり、取締役の職務執行の妥当性について客観的な立場から監督または監査を行う役割を担っております。

今後もコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るべく継続して改善に取り組んでまいります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は事業年度末が2月であり、株主総会は毎年5月に開催しております。直近の株主総会は、2015年5月22日に開催いたしました。
その他	招集通知及び議決権行使結果については、ホームページに掲載しております。 http://www.aeondelight.co.jp/ir/stock/meeting.html

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載しております。 http://www.aeondelight.co.jp/ir/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2014年11月に野村証券主催、2015年1月にイオン主催の説明会、3月に東証主催のIRフェスタにて会社説明会を実施しております。東証IRフェスタではブース出展も実施いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に代表者による説明会を実施しております。なお、2014年度期末の決算内容につきましては2015年4月10日に実施いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、決算短信・決算説明会資料・有価証券報告書・報告書を掲載しております。決算短信・決算説明会資料・アニュアルレポートにつきまちは英語でも掲載しております。 また、IR・投資家情報ポータルサイト、「IRSTREET」において同様の資料と共に、決算説明会・株主総会・個人投資家説明会の動画についても掲載しております。 当社ホームページ http://www.aeondelight.co.jp/ir/library/index.html IRSTREET http://www.irstreet.com/jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ戦略本部 デイライトコミュニケーション部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「イオンディライト行動規範」及び「私の約束」を制定し、ステークホルダーに対する考え方、判断基準として規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はイオン社会福祉基金とイオン1%クラブに加盟しており、会社と従業員が一体となって、さまざまな環境・社会貢献活動に取り組んでいます。 継続している活動のひとつは毎月11日のクリーン活動。これは全国各地の事業所周辺を清掃する従業員のボランティア活動で、2015年度は毎月約560ヶ所 で実施。毎回1,000人を超える従業員が参加いたしました。年末には、イオン社会福祉基金の制度を利用し、従業員が社会福祉施設を訪問。全国各地の15施設、95名が参加し実施いたしました。 またイオン1%クラブとイオン環境財団を通じて、ミャンマー学校建設支援募金など、総額72万円を寄付いたしました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社案内(日本語、英語、中国語)を発行するとともに、半期毎に、主として株主の皆さまに対して発行する報告書の中でCSR活動の取り組みや実施結果などを分かりやすく掲載しております。今後も継続的に情報提供いたします。
その他	女性の役員・管理職の登用状況と致しましては、取締役12名中0名(0%)、管理職188名中4名(2.1%)となっております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制と、その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、その基本方針を2014年6月26日開催の取締役会で次のとおり決議いたしました。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会は、取締役会規則を定めて、取締役会の決議事項及び付議基準並びに報告事項を整備し、取締役相互の牽制機能を発揮しつつ、審議事項が法令・定款に適合することを確認する。

また、取締役会は、コンプライアンスに関する規程を定め、法令・定款への適合性確保の実効性を図るものとする。

なお、取締役は、常に「経営理念」「イオンディライト行動規範」に則しているかどうかを判断基準とするものとする。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、現行の各種規程・マニュアルの整備等リスクマネジメント体制を現状に合致するように常に見直す。

また、リスク管理委員会を設け、経営上及び事業展開上発生が懸念されるリスクの分析確認を行い、同委員会が取締役会に報告するとともに、その予防及び万一発生した場合の対処法については、職務責任権限規程等で定められた主管部門において検討し整備する。

なお、内部監査部門である経営監査室は、リスク管理の有効性を評価し必要に応じ内部監査を行う。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会等での決定に基づく業務は、代表取締役社長の下、職務責任権限規程及び決裁規程において、それぞれの職位の職務及び責任権限を明確化するとともに、適切な業務手続きを定める。

(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査部門である経営監査室が、内部監査の年度計画及び年度実施計画に基づいて内部監査を行い、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。

当社は、グループ従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度に参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署に報告されるほか、イオン株式会社の監査委員会にも報告される。報告内容については、事実確認の後、適切な措置を講じる。

これら行動規範の遵守については、行動規範士がグループ従業員を対象とした行動規範研修を実施し、行動規範士によるコンプライアンス体制の整備と浸透の状況を適宜監査して、コンプライアンスの向上に努める。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イオン株式会社及びイオングループ各社、イオンディライトグループ会社との取引については、職務責任権限規程に基づき審議し、その適正性を確保する。なお、イオンディライトグループ会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づき適正な経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は監査役を補助する使用人について次の体制を構築する。

・監査役を補助するため、監査役の求めによる専属の使用人を監査役室に配置する。

・監査役会は監査役室に属する使用人の人事異動については、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合は理由を付してその変更を人事担当取締役に申し入れることができる。

・当該使用人について懲戒手続きを開始する場合には、懲戒手続きを担当する取締役はあらかじめ監査役会に報告して、意見を聴取するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役に速やかに報告するものとする。また、監査役の取締役及び使用人に対する事業報告の要請については、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求に対しては法的な対応を行うとともに、外部専門機関とも連携し組織として対応する。

・取引に係るすべての契約書の条項に「反社会的勢力の排除」を設け、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合、若しくは反社会的勢力との取引関係にあることが判明した場合、または取引先に暴力的、脅迫的な反社会的言動があった場合は直ちに契約を解除する。

・「規程」「マニュアル」等で具体的対応策を規定するとともに、定期的な教育訓練の中で、反社会的勢力の排除及び不当要求に対する教育を行う。

・反社会的勢力からの要求についての対応部署を総務部と定め、外部機関からの情報収集を積極的に行い、反社会的勢力の排除に努める。

(10) 財務報告に係る内部統制のための体制

当社は、内部統制報告制度に従って「財務報告に係る内部統制規則」を定め整備し、教育・指導、運用評価を行い、イオンディライトグループ会社を含め、財務報告の信頼性確保に取り組む。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求に対しては法的な対応を行うとともに、外部専門機関とも連携し組織として対応いたします。

・取引に係るすべての契約書の条項に「反社会的勢力の排除」を設け、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合、若しくは反社会的勢力との取引関係にあることが判明した場合、または取引先に暴力的、脅迫的な反社会的言動があった場合は直ちに契約を解除する。

・「規程」「マニュアル」等で具体的対応策を規定するとともに、定期的な教育訓練の中で、反社会的勢力の排除及び不当要求に対する教育を行う。

・反社会的勢力からの要求についての対応部署を総務部と定め、外部機関からの情報収集を積極的に行い、反社会的勢力の排除に努める。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

特にごさいませんが、状況を鑑み、検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

リスクマネジメント体制を強化するため各種規程、危機管理マニュアル、統合（品質・環境）マニュアル等の整備を行なっております。統合（品質・環境）マニュアルは現在、第10版まで改定するなど、順次状況に合わせて更新を行い、更に環境保全と品質向上の両立を図ってまいります。

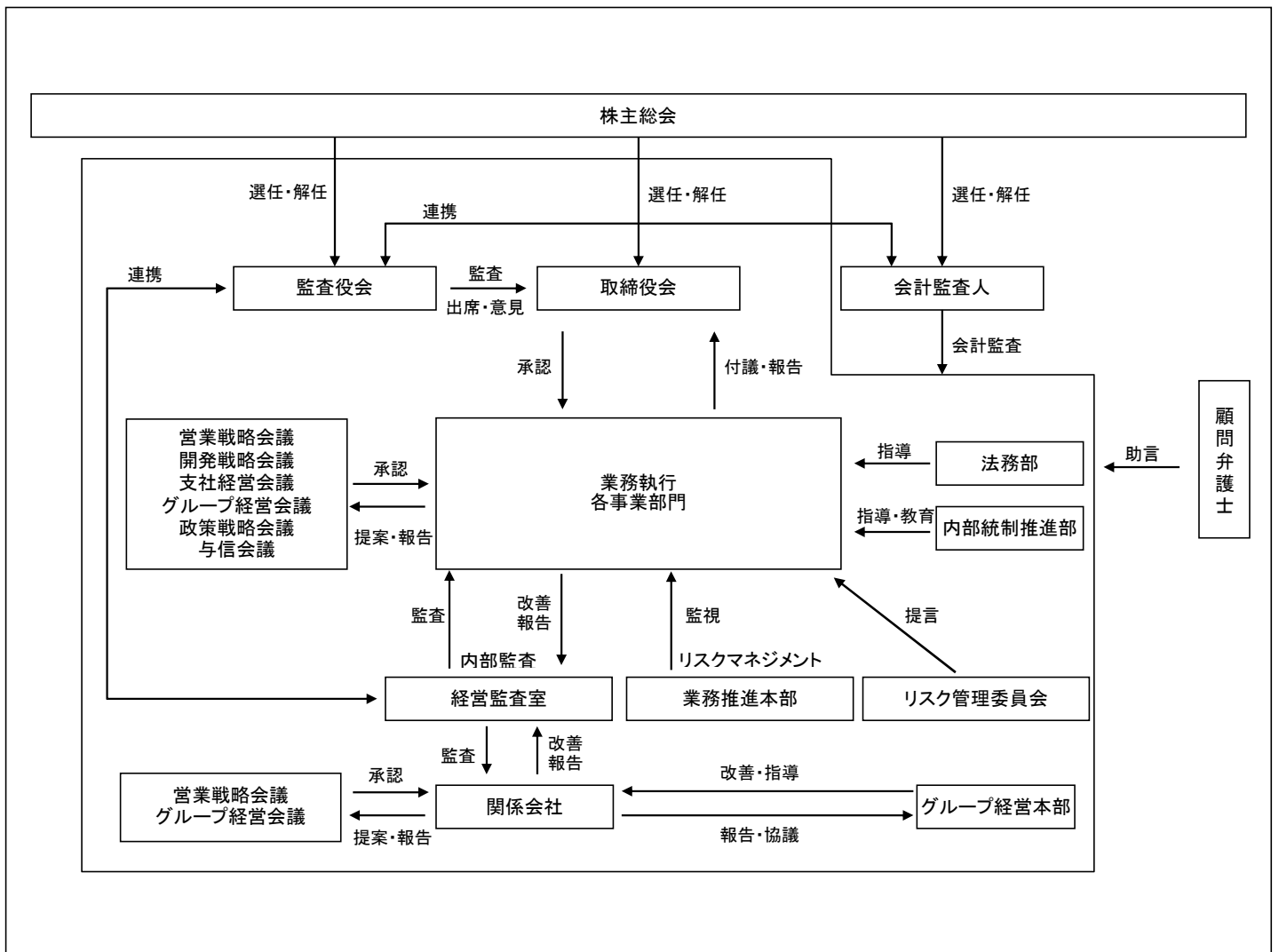
1. 適時開示に関する基本方針

投資家の投資判断に重要な影響を与える会社情報について、迅速、正確かつ公平な情報開示を適時・適切に行なうことを基本方針としております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

重要な経営情報（決定事実、発生事実、決算情報等）については、取締役会に付議・報告を行った上で、情報取扱責任者であるグループ戦略本部長の指示のもと、広報・IRを担当するディライトコミュニケーション部よりTDnetを使い適時開示しております。

■コーポレートガバナンス体制 模式図



■適時開示体制 模式図

